

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成27年3月16日提出
<b>【発行者名】</b>	H S B C 投信株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 松田 庄平
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	村中 広司
<b>【電話番号】</b>	代表（03）3548-5690
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】</b>	H S B C タイ株式オープン
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】</b>	5,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1.【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、平成26年9月19日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項に変更がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2.【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 \_\_\_\_\_ は訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

##### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの特色

「 \_\_\_\_\_ ファンドの特色」について、全文更新につき訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

1) タイの株式等に投資します。

- ・「HSBC GIF タイ・エクイティ」およびETF（上場投資信託）への投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイ国内の企業</li> <li>・タイにおける事業活動がかなりの部分を占める企業</li> </ul>
投資対象有価証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資対象企業の株式</li> <li>・投資対象企業のNVDR NVDRとは、タイ株式における議決権なし保護預託証券（Non-Voting Depository Receipt）のことで、配当などの株主としての経済的な権利は保証されています。</li> <li>・投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）等 預託証券とは、ある国の発行会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。</li> </ul>

- ・「HSBC GIF タイ・エクイティ」の投資比率を高位に保つことを基本に運用を行います。

ETFへの投資比率の上限は、5%程度とします。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2) 「HSBC GIF タイ・エクイティ」の運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント内の運用会社が行います。

- ・投資プロセス



- ・ H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

#### H S B C グループおよびH S B C グローバル・アセット・マネジメント

H S B C グループの持株会社であるH S B C ホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。H S B C グループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、アフリカにまたがる74の国と地域に6,200を超える拠点を擁し、その歴史は1865年の創業に遡る、世界有数の金融グループです。

H S B C グローバル・アセット・マネジメントは、H S B C グループに属する資産運用部門の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。H S B C 投信株式会社は、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの一員です。

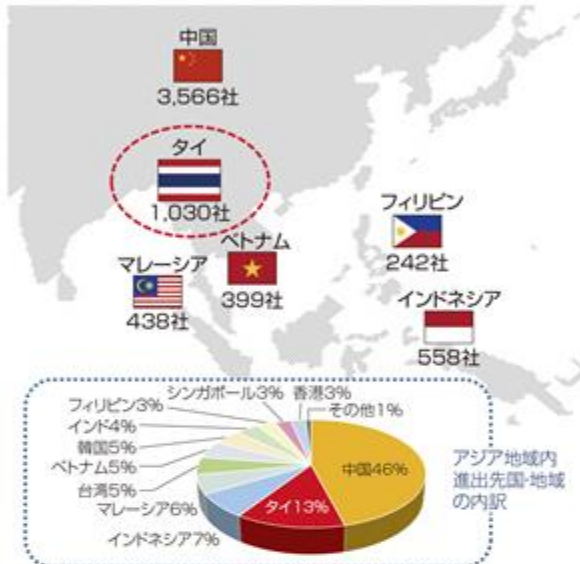
上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

（参考情報）

## 「チャイナ・プラスワン」で再び脚光を浴びるタイ

- ▶ 1980年代以降、タイは日系企業の製造・輸出拠点として発展、東南アジア諸国連合(ASEAN)の中では最も多く日本のメーカーが進出しています。
- ▶ 近年、中国における賃金上昇、労働争議などの事業リスクの分散のため、中国と並行した事業拠点を設立する動き(「チャイナ・プラスワン」)が強まっています。タイはASEAN諸国の中でも「チャイナ・プラスワン」の中心的存在になっており、タイへの直接投資額も増加しています。

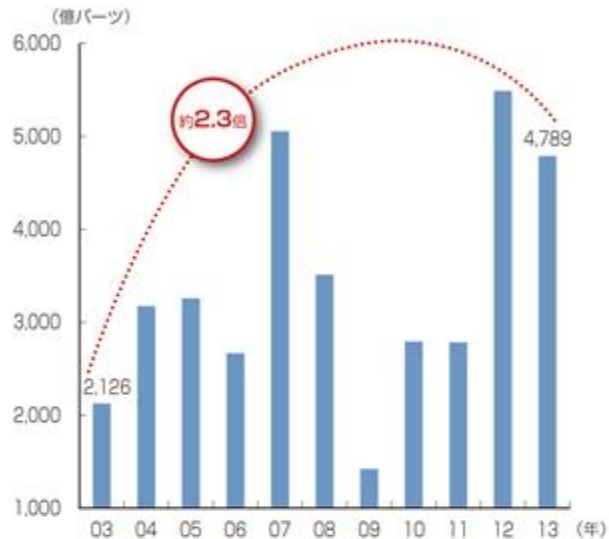
日本の製造業 現地法人数(2013年)



※グラフは表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

出所：東洋経済新報社 海外進出企業総覧2014のデータをもとにHSBC投信が作成

海外からの直接投資額の推移  
(認可ベース、2003年～2013年)



出所：タイ投資委員会のデータをもとにHSBC投信が作成

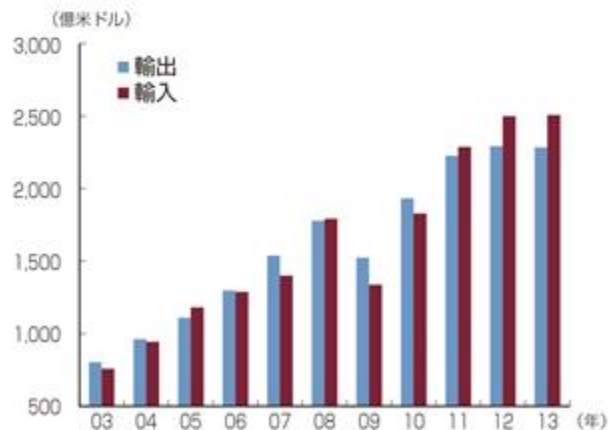
- ▶ タイの輸出品目は、自動車、エレクトロニクス、石油化学、天然ゴムなどの農産物など多岐にわたっています。
- ▶ タイの貿易は拡大基調にあり、「ASEAN経済共同体」の発足とともに一段の拡大が期待されます。

上位輸出品目(2013年)

順位	品目	構成比
1	自動車・同部品	10.7%
2	コンピューター・同部品	7.8%
3	精製燃料	5.6%
4	宝石・宝飾品	4.4%
5	化学製品	4.0%
6	エチレンポリマーなど	3.9%
7	ゴム製品	3.7%
8	ゴム	3.6%
9	電子集積回路	3.2%
10	機械・同部品	3.0%

出所：JETROのデータをもとにHSBC投信が作成

貿易額の推移(2003年～2013年)



出所：世界貿易機関(WTO)のデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

## 「ASEAN 経済共同体」の発足により一大経済圏が誕生

- ▶ ASEANは、2015年末の「ASEAN経済共同体」発足を目指しています。これにより、ASEAN10ヶ国による一大経済圏が誕生します。中国の人口の半数に迫る約6億人の巨大市場で、経済規模や貿易額ではインドを上回る経済圏になります。
- ▶ また、様々な分野での規制緩和が進み、ヒト・モノ・カネの自由な移動が可能になります。



### ASEAN10ヶ国と中国、インドとの比較(2013年)

	人口	経済規模	貿易額
中国	13.9億人	9.5兆米ドル	4.2兆米ドル
<b>ASEAN10ヶ国</b>	<b>6.2億人</b>	<b>2.4兆米ドル</b>	<b>2.5兆米ドル</b>
インド	12.5億人	1.9兆米ドル	0.8兆米ドル
【ご参考】日本	1.3億人	4.9兆米ドル	1.5兆米ドル

※人口は推計値、経済規模は名目GDP(一部、予想を含む)、貿易額は輸出額と輸入額の合計。  
 出所：国連World Population Prospects: The 2012 Revision、IMF World Economic Outlook Database (October 2014)、世界貿易機関(WTO)のデータをもとにHSBC投信が作成

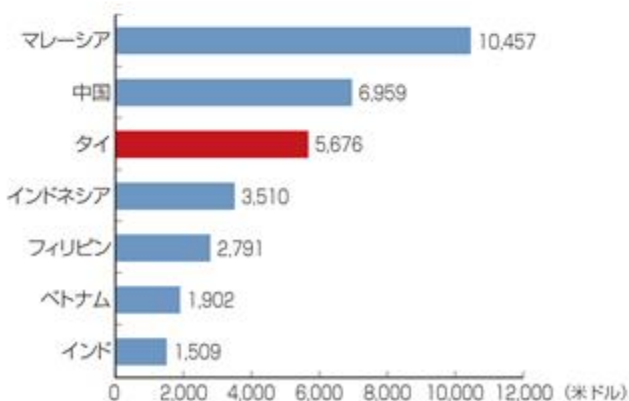
### 「ASEAN 経済共同体」のメリット

<p><b>「モノやサービス」の自由化</b></p> <p>ASEAN域内での関税の原則撤廃</p>	<p><b>「ヒト」の自由な移動</b></p> <p>熟練労働者、専門家の自由な移動が可能に</p>
<p><b>「投資」の円滑化</b></p> <p>ASEAN域内の投資の促進</p>	<p><b>「インフラ整備」</b></p> <p>国を越えたASEAN域内インフラネットワークの構築</p>

## 所得向上による消費の拡大

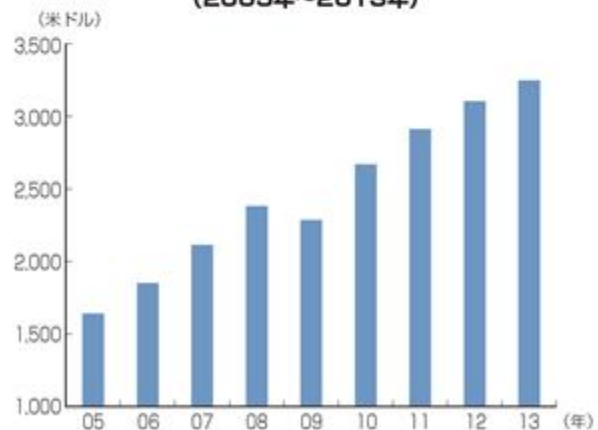
- ▶ タイの1人当たりGDPは5,600米ドルを超えており、主要アジア新興国の中でも比較的高い水準にあります。
- ▶ 所得水準の向上により、個人の消費支出も増加基調です。

主要アジア新興国の1人当たり名目GDP (2013年)



出所：IMF World Economic Outlook Database (October 2014)のデータをもとにHSBC投信が作成

タイの1人当たり消費支出の推移 (2005年～2013年)



出所：Euromonitor InternationalのデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

## タイの株式市場

SET指数の推移  
(1996年12月末～2014年12月末)



年間騰落率

1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
-55.2%	-4.5%	35.4%	-44.1%	12.9%	17.3%	116.6%	-13.5%	6.8%
2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
-4.7%	26.2%	-47.6%	63.2%	40.6%	-0.7%	35.8%	-6.7%	15.3%

※SET指数はタイ証券取引所(SET)により算出され、当該指数に関する著作権はSETに帰属しています。  
出所：ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

## 為替レートの推移

タイバーツの推移  
(対円、対米ドル、1996年12月末～2014年12月末)



出所：ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

### (3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み

- ・当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。



(注) 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

\* マネーブルファンドの正式名は、「H S B C マネーブルファンド（適格機関投資家専用）」です。

(省略)

委託会社の概況

1) ~ 2) (省略)

3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
H S B C グローバル・アセット・ マネジメント・ホールディングス (バハマ) リミテッド	バハマ連邦 ニュー・プロビデンス州 ナッソー市 ワン・ベイ・ストリー ト、センター・オブ・コマース 306	2,100	100.00

<訂正後>

ファンドの仕組み

・当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。



(注) 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

(省略)

委託会社の概況

1) ~ 2) (省略)

3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ザ・ホンコン・アンド・シャ ンハイ・バンキング・コーポ レイション・リミテッド	香港クィーンズロード・セントラ ル1番地	2,100	100.00

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

<訂正前>

基本方針

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、E T F (上場投資信託)を除く投資先投資信託証券の選定は、次の点を重視して行います。

**選定基準**

「H S B C G I F タイ・エクイティ」

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致していること

「マネープールファンド」

余裕資金の運用を行うことにより、当ファンドの運用を円滑に行えること

**選定基準**

投資先投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等の観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できること

投資態度

- 1) 主に、タイの株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、タイの株式等を主要投資対象とするE T Fおよびわが国の国債を中心とする投資信託証券にも投資します。
- 2) 上記1)の投資信託証券等への投資にあたっては、タイの株式等を主要投資対象とする投資信託証券の組入れを高位に保つことを基本とします。なお、E T Fの組入れは低位とします。
- 3) ~ 4) (省略)

<訂正後>

基本方針

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、投資先投資信託証券の選定は、次の点を重視して行います。

**選定基準**

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致していること

**選定基準**

投資先投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等の観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できること

投資態度

- 1) 主に、タイの株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、タイの株式等を主要投資対象とするE T Fにも投資します。
- 2) 上記1)の投資信託証券等への投資にあたっては、「H S B C G I F タイ・エクイティ」の組入れを高位に保つことを基本とします。なお、E T Fの組入れは低位とします。
- 3) ~ 4) (省略)

(2)【投資対象】

<訂正前>

(省略)

投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「H S B C G I F タイ・エクイティ」、E T Fおよび「マネープールファンド」に投資を行うほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(省略)



（省略）

#### 参考情報

##### 当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要（1）

ファンド名	H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ - クラス J 1 C ( H S B C G I F タイ・エクイティ )
（省略）	
運用の基本方針	主としてタイの株式等に投資することにより、ファンドの中長期的な成長を目指して運用を行います。 (ヘッジ目的でデリバティブ取引を行う場合があります。)
主な投資対象	タイ国内の企業およびタイにおける事業活動がかなりの部分を占める企業の株式等を主要投資対象とします。
（省略）	
投資顧問会社	H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド

（省略）

##### 当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要（2）

ファンド名	H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）
形態	わが国の証券投資信託 / 適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	国内外の公社債および短期金融商品
決算日	年 1 回（毎年3月10日、休業日の場合は翌営業日）
分配方針	年 1 回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配を行わない場合があります。
信託報酬	純資産総額に対して 年0.0432%（税抜年0.04%）
その他費用	信託事務の諸費用等
委託会社	H S B C 投信株式会社

（注）上記（1）（2）の内容は本書提出日現在のものです。今後変更される場合があります。

上記のほか、E T F に投資する場合があります。その管理報酬等は、本書提出日現在年0.61%です。

#### < 訂正後 >

（省略）

投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「H S B C G I F タイ・エクイティ」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（省略）

（省略）

#### 参考情報

##### 当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ - クラス J 1 C ( H S B C G I F タイ・エクイティ )
-------	--

（省略）	
運用の基本方針	主としてタイの株式等に投資することにより、ファンドの中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	タイ国内の企業およびタイにおける事業活動がかなりの部分を占める企業の株式等を主要投資対象とします。 （ヘッジ目的でデリバティブ取引を行う場合があります。）
（省略）	
投資顧問会社	H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド

（省略）

上記のほか、E T F にも投資します。

投資対象とするE T F は、i シェアーズ M S C I タイ・キャプト E T F です。同ファンドは、タイの株式市場の動きに連動する投資成果を目指す米ドル建てのE T F です。（i シェアーズは、ブラックロック・グループが運用するE T F ブランドです。）

投資対象とするE T F の内容は、変更されることがあります。また、別のE T F に投資する場合があります。

（注）上記の内容は本書提出日現在のものです。今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

### （５）【投資制限】

<訂正前>

（省略）

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1）（省略）

2）デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

<訂正後>

（省略）

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1）（省略）

2）デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

<訂正前>

（１）ファンドのリスク

（省略）

基準価額の変動リスク

1)～4)（省略）

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6)（省略）

（省略）

その他の留意点

1)～6)（省略）

(2) 運用リスクに対する管理体制

（省略）

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われております。

（省略）

<訂正後>

(1) ファンドのリスク

（省略）

基準価額の変動リスク

1)～4)（省略）

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額が影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

フロンティア諸国の市場は、先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などが未整備な場合もあることなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6)（省略）

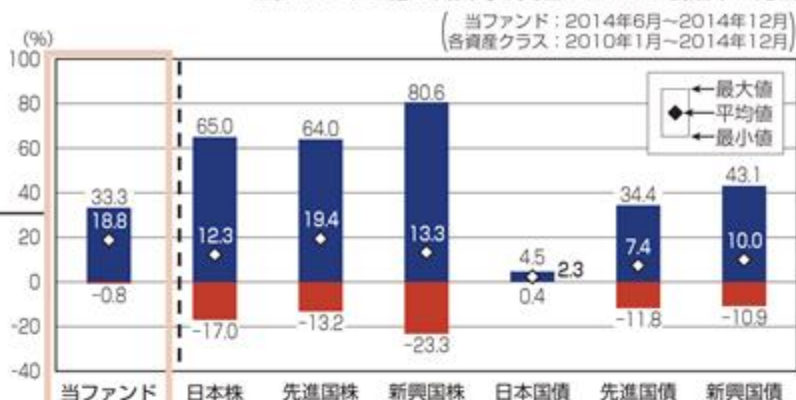
（省略）

その他の留意点

1)～6)（省略）

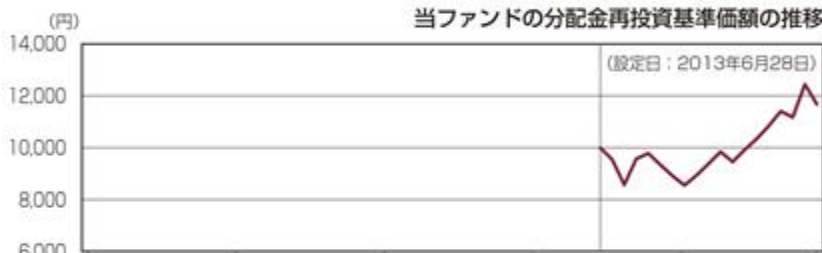
（参考情報）

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注) グラフは、当ファンドについては上記記載の期間、代表的な資産クラスについては上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるよう作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてが当ファンドの投資対象になるとは限りません。

## 当ファンドの分配金再投資基準価額の推移



## 当ファンドの年間騰落率の推移



(注) 分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。  
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## &lt;参考&gt;各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
- 新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド（円換算ベース）

・東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数（TOPIX）の高標または標準に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

・MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、その著作権、知的財産その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

・シティ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

## (2) 運用リスクに対する管理体制

(省略)

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。

以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

（省略）

#### 4【手数料等及び税金】

##### （1）【申込手数料】

< 訂正前 >

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.78%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されています。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

< 訂正後 >

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.78%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されています。

当該費用を対価とする役務の内容は、投資者への商品内容の説明ならびに購入手続き等です。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

##### （2）【換金（解約）手数料】

< 訂正前 >

（省略）

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額

< 訂正後 >

（省略）

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額

（換金で生じるコストを換金される投資者に一部負担していただくものです。）

##### （3）【信託報酬等】

< 訂正前 >

（省略）

信託報酬の支払い

（省略）

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.42%	年0.75%	年0.04%	年1.21%

投資先投資信託証券における信託報酬等

上記の信託報酬の他に、当ファンドが投資対象とする各投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該信託報酬等は各投資先投資信託証券の信託財産より支払います。

「H S B C G I F タイ・エクイティ」

（省略）

「マネープールファンド」

信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年0.0432%（税抜年0.04%）
------	----------------------------------

投資先投資信託証券（年0.60%程度（年0.0432%～0.61%））を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.9068%（税抜年1.81%）程度となります。

<訂正後>

（省略）

信託報酬の支払い

（省略）

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.42%	年0.75%	年0.04%	年1.21%

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

（委託会社）ファンドの運用等の対価

（販売会社）分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

（受託会社）運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

投資先投資信託証券における信託報酬等

上記の信託報酬の他に、当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該信託報酬等は各投資先投資信託証券の信託財産より支払います。

「H S B C G I F タイ・エクイティ」

（省略）

投資対象とする投資信託証券（年0.60%程度）を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.9068%（税抜年1.81%）程度となります。

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

当ファンドから支払われる費用には次のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。なお、当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

（省略）

外貨建資産の保管費用

～（省略）

その他の諸費用

1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用

2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

3) 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4) 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

6) 当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

(省略)

(参考) 当ファンドが投資対象とする各投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これら費用は各投資先投資信託証券の信託財産から支払われます。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

「H S B C G I F タイ・エクイティ」

組入有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用等

「マネープールファンド」

有価証券の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用、投資信託振替制度に係る手数料および費用、法定書類にかかる費用、監査報酬等

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

<訂正後>

当ファンドから支払われる費用には次のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。なお、当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

(省略)

保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用

～ (省略)

その他の諸費用

1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用

2) 印刷業者等に支払う以下の費用

- ・ 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成および提出に係る費用
- ・ 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- ・ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

3) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

4) その他、当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用、投資信託約款の作成および届出、投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用など

(省略)

(参考) 当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これら費用は当該投資先投資信託証券の信託財産から支払われます。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

・ 組入有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用等

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

(5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

(省略)

(注) 上記の内容は平成26年7月末現在の情報をもとに記載したものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 訂正後 >

（省略）

（注）上記の内容は平成26年12月末現在の情報をもとに記載したものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

< 訂正・更新後 >

以下は2014年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	2,131,500	0.88
投資証券	ルクセンブルグ	219,209,108	90.57
	アメリカ	11,134,480	4.60
	小計	230,343,588	95.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		9,566,773	3.95
合計（純資産総額）		242,041,861	100.00

### （2）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資証券	HSBC GIF タイ・エクイティ	87,528.674	2,516.43	220,260,577	2,504.42	219,209,108	90.57
2	アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI THAILAND ETF	1,200	9,506.57	11,407,887	9,278.73	11,134,480	4.60
3	日本	投資信託 受益証券	HSBC マネープールファンド (適格機関投資家専用)	2,100,000	1.0151	2,131,710	1.015	2,131,500	0.88

#### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.88
投資証券	95.17
合計	96.05

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。



## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2014年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2014年6月20日）	341,261,128	341,261,128	0.9857	0.9857
2013年12月末日	556,115,000		0.8916	
2014年1月末日	488,950,823		0.8551	
2月末日	433,606,929		0.8936	
3月末日	390,308,997		0.9383	
4月末日	392,597,134		0.9843	
5月末日	342,454,728		0.9455	
6月末日	341,679,013		0.9920	
7月末日	345,046,482		1.0346	
8月末日	298,583,928		1.0837	
9月末日	250,544,784		1.1406	
10月末日	340,285,871		1.1177	
11月末日	372,213,864		1.2445	
12月末日	242,041,861		1.1679	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2013年6月28日～2014年6月20日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間	2013年6月28日～2014年6月20日	1.4
第2中間計算期間	2014年6月21日～2014年12月20日	18.4

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 （口）	解約口数 （口）	発行済み口数 （口）
第1計算期間	2013年6月28日～2014年6月20日	890,184,251	543,982,387	346,201,864
第2中間計算期間	2014年6月21日～2014年12月20日	165,023,901	304,087,279	207,138,486

(注1) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## （参考情報）運用実績

（2014年12月末現在）基準価額：11,679円／純資産総額：2.42億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ① 基準価額・純資産総額の推移



## ② 分配の推移

決算期	分配金
第1期(2014年6月)	0円
設定来累計	0円

注：分配金は1万円当たりの税引前の金額です。

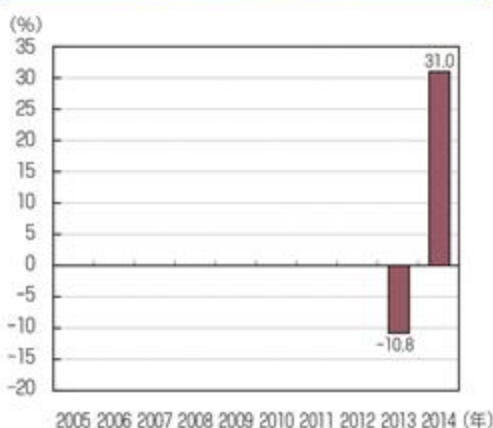
## ③ 主要な資産の状況

（「HSBC GIF タイ・エクイティ\*」のデータを表示しています。）

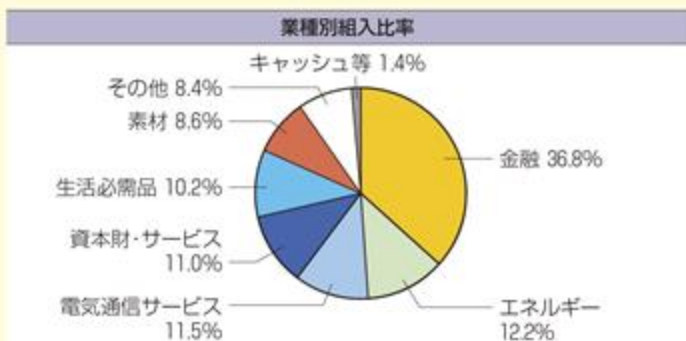
順位	銘柄名	業種	比率
1	カシコン銀行	銀行	9.6%
2	サイアム商業銀行	銀行	8.0%
3	アドバンスド・インフォ・サービス	電気通信サービス	7.1%
4	バンコック銀行	銀行	6.8%
5	クルンタイ銀行	銀行	6.0%
6	サイアム・セメント	素材	4.9%
7	タイ石油会社(PTT)	エネルギー	4.7%
8	タイ空港会社	運輸	4.5%
9	CPオール	食品・生活必需品小売り	3.7%
10	チャロン・ボカパン・フーズ	食品・飲料・タバコ	3.4%
組入銘柄数			33

\*銘柄名は、報道等の表記を参考にHSBC投信が翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。

## ④ 年間収益率の推移



- 当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- 2013年は、設定日(6月28日)から年末までの騰落率です。



\*すべてのクラスを合算しています。  
\*表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおける「HSBC GIF タイ・エクイティ」の組入比率は90.57%です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 3【資産管理等の概要】

## (5)【その他】

## &lt;訂正前&gt;

信託契約の解約（繰上償還）

(a)～(d)（省略）

(e) (c)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(f)（省略）

～（省略）

信託約款の変更等

(a)（省略）

(b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c)（省略）

(d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e)～(g)

～（省略）

運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

## &lt;訂正後&gt;

信託契約の解約（繰上償還）

(a)～(d)（省略）

(e) (c)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(f)（省略）

～（省略）

信託約款の変更等

(a)（省略）

(b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、また併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c)（省略）

(d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e)～(g)

～（省略）

運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

(b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（[www.assetmanagement.hsbc.com/jp](http://www.assetmanagement.hsbc.com/jp)）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合は、販売会社を通じて交付します。

#### 4【受益者の権利等】

##### <訂正前>

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

～（省略）

##### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等（併合を含みます。）を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

##### 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

##### <訂正後>

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

～（省略）

##### 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

#### 第3【ファンドの経理状況】

##### <訂正前>

(1)～(3)（省略）

##### <訂正後>

(1)～(3)（省略）

(4) 当ファンドの中間財務諸表は、第2期中間計算期間（平成26年6月21日から平成26年12月20日まで）について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(5) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成26年6月21日から平成26年12月20日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## 1【財務諸表】

末尾に＜中間財務諸表＞を追加します。

＜末尾追加＞

## 【中間財務諸表】

H S B C タイ株式オープン

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期中間計算期間末 平成26年12月20日現在
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	508,451
コール・ローン	15,845,637
投資信託受益証券	3,146,500
投資証券	227,350,611
未収追加信託金	3 48,945
未収入金	86,683,052
未収配当金	67,115
未収利息	8
流動資産合計	333,650,319
資産合計	333,650,319
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,526,731
未払解約金	87,862,394
未払受託者報酬	70,679
未払委託者報酬	2,067,251
その他未払費用	327,147
流動負債合計	91,854,202
負債合計	91,854,202
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	207,138,486
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	34,657,631
(分配準備積立金)	-
元本等合計	241,796,117
純資産合計	241,796,117
負債純資産合計	333,650,319

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期中間計算期間 自 平成26年 6月21日 至 平成26年12月20日
<b>営業収益</b>	
受取配当金	303,724
受取利息	1,595

有価証券売買等損益	9,077,007
為替差損益	43,565,940
営業収益合計	52,948,266
営業費用	
受託者報酬	70,679
委託者報酬	2,067,251
その他費用	427,144
営業費用合計	2,565,074
営業利益又は営業損失（ ）	50,383,192
経常利益又は経常損失（ ）	50,383,192
中間純利益又は中間純損失（ ）	50,383,192
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	25,162,056
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,940,736
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,473,176
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,473,176
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,095,945
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,095,945
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	34,657,631

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第2期中間計算期間 自 平成26年 6月21日 至 平成26年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		投資信託受益証券および投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。ただし、上場投資証券は外国金融商品市場における中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条並びに第61条に基づいて処理しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第2期中間計算期間末 平成26年12月20日現在
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	207,138,486口

2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  
 1口当たり純資産額 1.1673円  
 (10,000口当たり純資産額) (11,673円)
3. 当ファンドの第2期中間計算期間末が休日のため、翌営業日入金分の追加信託金を「未収追加信託金」に計上しております。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期中間計算期間（自 平成26年 6月21日 至 平成26年12月20日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第2期中間計算期間末 平成26年12月20日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 時価の算定方法		金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。 投資信託受益証券及び投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引に関しては、「（デリバティブに関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 中間貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

第2期中間計算期間（自 平成26年 6月21日 至 平成26年12月20日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（通貨関連）

第2期中間計算期間末（平成26年12月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	85,149,036	-	86,675,767	1,526,731
	米ドル	85,149,036	-	86,675,767	1,526,731
合計		85,149,036	-	86,675,767	1,526,731

時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 当中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によりしております。

- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第2期中間計算期間（自 平成26年 6月21日 至 平成26年12月20日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

第2期中間計算期間末 平成26年12月20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	346,201,864円
期中追加設定元本額	165,023,901円
期中一部解約元本額	304,087,279円

（参考情報）

当ファンドは「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ - クラスJ」、上場投資信託「Ishares MSCI Thailand ETF」及び「H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部にそれぞれ投資証券及び投資信託受益証券として計上しております。

これらの証券のうち、「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ - クラスJ」、「H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）」の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

1. 「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ - クラスJ」の状況

「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ」は米ドル建てルクセンブルグ籍の証券投資法人であり、平成26年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「有価証券明細表」は、H S B C インベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容は「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ」の全てのシェアクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの中間決算日におけるクラスJの一株当たり情報につきましては、(4)一株当たり情報にて記載しております。

（1）純資産計算書



対象年月日	(平成26年3月31日現在)
科目	金額(米ドル)
<b>資産</b>	
有価証券	116,521,580
投資に係る未実現損失	1,055,586
先物取引に係る未収入金	53,798
銀行預金	7,890,819
有価証券売却に係る未収入金	695,603
その他未収入金	3,413,130
その他流動資産	946,123
資産合計	128,465,467
<b>負債</b>	
有価証券購入に係る未払金	4,151,096
その他未払金	796,616
その他流動負債	260,538
負債合計	5,208,250
純資産額	123,257,217
平成26年3月31日現在の株数(クラスJ)	199,253.804
一株当たり純資産額(クラスJ)	19.39

## (2) 附属明細表

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券

株式

種類	国/ 地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
----	----------	-----	----	----	----------------	-------------

株式	タイ	ADVANCED INFORMATION SERVICES	1,416,200	タイバーツ	9,866,251	8.00
		AIRPORTS OF THAILAND	438,000	タイバーツ	2,619,359	2.13
		AP THAILAND	5,112,200	タイバーツ	819,465	0.66
		BANGCHAK PETROLEUM	1,689,900	タイバーツ	1,627,909	1.32
		BANGKOK BANK	884,800	タイバーツ	4,895,857	3.97
		BANPU PUBLIC	3,709,100	タイバーツ	3,201,443	2.60
		BEC WORLD	1,167,100	タイバーツ	1,960,757	1.59
		BTS GROUP HOLDINGS	3,049,900	タイバーツ	789,740	0.64
		CENTRAL PATTANA	376,700	タイバーツ	545,774	0.44
		CENTRAL PATTANA PUBLIC	1,345,700	タイバーツ	1,949,689	1.58
		CHAROEN POKPHAND FOODS	4,024,000	タイバーツ	3,473,243	2.82
		CP ALL	2,658,700	タイバーツ	3,565,150	2.89
		DYNASTY CERAMIC	631,900	タイバーツ	1,022,650	0.83
		GLOW ENERGY	572,900	タイバーツ	1,342,182	1.09
		JASMINE INTERNATIONAL	4,849,800	タイバーツ	1,181,055	0.96
		KHON KAEN SUGAR	3,137,000	タイバーツ	1,353,822	1.10
		KRUNG THAI BANK	10,884,400	タイバーツ	6,274,299	5.09
		LPN DEVELOPMENT	1,850,700	タイバーツ	912,799	0.74
		MINOR INTERNATIONAL	778,400	タイバーツ	595,078	0.48
		PRUKSA REAL ESTATE	1,622,100	タイバーツ	1,015,063	0.82
		PTT E&P	968,291	タイバーツ	4,686,242	3.80
		PTT GLOBAL CHEMICAL	1,925,000	タイバーツ	4,287,338	3.48
		PTT PCL	616,300	タイバーツ	5,680,447	4.61
		SHIN CORP	422,100	タイバーツ	1,005,155	0.82
		SIAM COMMERCIAL BANK	2,149,700	タイバーツ	10,437,044	8.47
		SRIRACHA CONSTRUCTION PCL	1,993,500	タイバーツ	2,196,906	1.78
THAI OIL	1,689,200	タイバーツ	2,759,790	2.24		
THAI VEGETABLE OIL	1,876,200	タイバーツ	1,312,877	1.07		
TMB BANK	13,341,000	タイバーツ	1,011,679	0.82		
小 計					<b>82,389,063</b>	<b>66.84</b>
株式 合計					<b>82,389,063</b>	<b>66.84</b>

## 株式以外の有価証券

種類	国/ 地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
預託証書 (DR)	タイ	ADVANCED INFORMATION SERVICES	46,200	タイバーツ	321,862	0.26
		AIRPORTS OF THAILAND	24,800	タイバーツ	148,311	0.12
		BANGCHAK PETROLEUM	204,600	タイバーツ	197,095	0.16
		BANGKOK BANK	169,700	タイバーツ	933,769	0.76
		BANGKOK EXPRESSWAY	875,800	タイバーツ	890,919	0.72
		BANPU PUBLIC	178,600	タイバーツ	154,155	0.13
		CHAROEN POKPHAND FOODS	421,100	タイバーツ	363,465	0.29
		GLOW ENERGY	925,800	タイバーツ	2,168,951	1.76
		HEMARAJ LAND AND DEVELOPMENT	12,769,600	タイバーツ	1,228,149	1.00
		KASIKORNBANK	2,196,500	タイバーツ	12,052,311	9.77
		KRUNG THAI BANK	1,036,600	タイバーツ	597,547	0.48
		MINOR INTERNATIONAL	346,800	タイバーツ	265,125	0.22
		PRUKSA REAL ESTATE	345,300	タイバーツ	216,079	0.18
		PTT E&P	172,600	タイバーツ	835,333	0.68
		SHIN CORP	576,700	タイバーツ	1,373,307	1.11
		SIAM CEMENT	532,700	タイバーツ	6,864,013	5.57
		SIAM COMMERCIAL BANK	265,900	タイバーツ	1,290,976	1.05
		THAI OIL	377,600	タイバーツ	616,917	0.50
		小 計				
預託証書(DR)合計					<b>30,518,284</b>	<b>24.76</b>

## 株式以外の有価証券 合計

30,518,284

24.76

## 外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計

112,907,347

91.60

## その他の譲渡可能有価証券

## 株式

種類	国/ 地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	タイ	STP & I	3,825,000	タイバーツ	2,558,647	2.08
小 計					<b>2,558,647</b>	<b>2.08</b>
株式 合計					<b>2,558,647</b>	<b>2.08</b>

<b>その他の譲渡可能有価証券 合計</b>					<b>2,558,647</b>	<b>2.08</b>
------------------------	--	--	--	--	------------------	-------------

注1) 当該証券投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までであり、本書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の有価証券明細表は、平成26年3月31日現在における当該証券投資信託の状況です。

注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 先物取引契約

当ファンドは平成26年3月31日現在、以下の先物取引契約を保有しております。

種類		契約数	通貨	時価評価額	満期日	未実現損益 (米ドル)
買	THAI SET 50 INDEX	113	T H B	3,228,024	2014/6/27	53,798
計(米ドル)						53,798

(注) T H Bはタイバーツ。

## 保証金

当ファンドは平成26年3月31日現在、以下の保証金を保有しております。

取引先(契約先)	種類	通貨	保証金残高
Clearing house	Futures Contract	T H B	750,395
Clearing house	Futures Contract	U S D	995

(注) U S Dは米ドル、T H Bはタイバーツ。

## 財務諸表に対する注記

## 重要な会計方針の要約

## 1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

## 2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

## 3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成26年3月31日時点の為替レートで換算しております。

## 4) 手数料等

## マネジメンツフィー

マネジメンツフィーは純資産額にシェアクラス（クラスJ年率0.6%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメンツフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

## 事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスJ年率0.25%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

## (3) 有価証券明細表

（平成26年9月30日現在）

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券  
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	タイ	ADVANCED INFORMATION SERVICES	1,064,400	タイバーツ	7,385,967	5.21
		AIRPORTS OF THAILAND	665,000	タイバーツ	4,901,619	3.46
		BANGCHAK PETROLEUM	2,074,500	タイバーツ	2,287,228	1.61
		BANGKOK BANK	509,200	タイバーツ	3,297,826	2.33
		BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICES	4,006,400	タイバーツ	2,285,841	1.61
		BANGKOK EXPRESSWAY	1,540,000	タイバーツ	1,804,780	1.27
		BANPU PUBLIC	3,349,200	タイバーツ	3,047,075	2.15
		BEC WORLD	1,368,500	タイバーツ	1,983,639	1.40
		BTS GROUP HOLDINGS	9,792,200	タイバーツ	3,019,954	2.13
		CENTRAL PATTANA PUBLIC	2,241,900	タイバーツ	3,215,061	2.27
		CHAROEN POKPHAND FOODS	4,527,700	タイバーツ	4,223,992	2.98
		CP ALL	3,096,500	タイバーツ	4,273,504	3.01
		GLOW ENERGY	1,306,100	タイバーツ	3,836,732	2.71
		INTOUCH HOLDINGS	78,800	タイバーツ	176,191	0.12
		JASMINE INTERNATIONAL	8,427,400	タイバーツ	1,741,359	1.23
		KHON KAEN SUGAR	4,307,900	タイバーツ	1,753,717	1.24
		KRUNG THAI BANK	10,323,700	タイバーツ	7,545,773	5.32
		MINOR INTERNATIONAL	1,525,000	タイバーツ	1,740,170	1.23
		PTT E&P	1,261,391	タイバーツ	6,224,289	4.39
		PTT GLOBAL CHEMICAL	1,937,500	タイバーツ	3,644,950	2.57
		PTT PCL	605,300	タイバーツ	6,720,370	4.74
		SIAM COMMERCIAL BANK	2,213,600	タイバーツ	12,424,832	8.75
		SRIRACHA CONSTRUCTION PCL	1,877,000	タイバーツ	2,098,419	1.48
THAI OIL	1,042,500	タイバーツ	1,655,783	1.17		
THAI VEGETABLE OIL	2,501,700	タイバーツ	1,766,814	1.25		
TMB BANK	15,041,300	タイバーツ	1,428,750	1.01		
小 計					<b>94,484,635</b>	<b>66.64</b>
株式 合計					<b>94,484,635</b>	<b>66.64</b>

## 株式以外の有価証券

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
預託証書 (DR)	タイ	BANGKOK BANK	1,518,100	タイバーツ	9,551,038	6.74
		BANGKOK EXPRESSWAY	292,800	タイバーツ	343,143	0.24
		KASIKORNBANK	1,907,500	タイバーツ	13,824,594	9.75
		PTT E&P	55,700	タイバーツ	274,850	0.19
		SHIN CORP	1,172,000	タイバーツ	2,620,509	1.85
		SIAM CEMENT	454,100	タイバーツ	6,302,082	4.44
		SIAM COMMERCIAL BANK	46,800	タイバーツ	262,686	0.19
小 計					<b>33,178,902</b>	<b>23.40</b>
預託証書(DR)合計					<b>33,178,902</b>	<b>23.40</b>

株式以外の有価証券 合計	33,178,902	23.40
--------------	------------	-------

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計	127,663,537	90.04
---------------------------	-------------	-------

#### その他譲渡可能有価証券

##### 株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	タイ	STP & I	4,571,300	タイバーツ	3,115,674	2.20
小 計					3,115,674	2.20
株式 合計					3,115,674	2.20

その他譲渡可能有価証券 合計	3,115,674	2.20
----------------	-----------	------

#### 先物取引契約

当ファンドは平成26年9月30日現在、以下の先物取引契約を保有しております。

種類	契約数	通貨	時価評価額	満期日	未実現損益 (米ドル)
買 THAI SET 50 INDEX	640	T H B	4,176,530	2014/12/29	46,187
計 (米ドル)					46,187

(注) T H B はタイバーツ。

#### 保証金

当ファンドは平成26年9月30日現在、以下の保証金を保有しております。

取引先 (契約先)	種類	通貨	保証金残高
Clearing house	Futures Contract	U S D	995
Clearing house	Futures Contract	T H B	977,141

(注) U S D は米ドル、T H B はタイバーツ。

#### (4) 一株当たり情報

平成26年12月20日現在の株数 (クラスJ)	86,446.117
一株当たり純資産額 (クラスJ)	U S D 21.002

上記の一株当たり情報は、平成26年12月20日現在において知りうる「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ クラスJ」の状況です。

尚、株数は開示対象ファンドが保有する株数です。

## 2. 「H S B C マネープールファンド (適格機関投資家専用)」の状況

### (1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成26年12月20日現在)
		金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		36,856,721
国債証券		299,999,742
未収利息		10
流動資産合計		336,856,473
資産合計		336,856,473
負債の部		
流動負債		

未払受託者報酬	22,136
未払委託者報酬	22,133
流動負債合計	44,269
負債合計	44,269
純資産の部	
元本等	
元本	331,840,012
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,972,192
（分配準備積立金）	631,129
元本等合計	336,812,204
純資産合計	336,812,204
負債純資産合計	336,856,473

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象年月日 (平成26年12月20日現在)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>資産・負債の状況は、平成26年12月20日現在です。当該投資信託の計算期間は原則として毎年3月11日から翌年3月10日までとなっております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

(平成26年12月20日現在)	
1. 受益権の総数	331,840,012口
2. 1口当たり純資産額	1.0150円
(1万口当たり純資産額)	10,150円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

(自平成26年6月21日 至平成26年12月20日)	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p>

## 3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。

リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

## 4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

（平成26年12月20日現在）

## 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。

## 2. 時価の算定方法

## (1) 国債証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

## (2) 金銭債権及び金銭債務

貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

（自平成26年6月21日 至 平成26年12月20日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国 債 証 券	-
合 計	-

(注)「当期間」とは、当該投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日までの期間（平成26年3月11日から平成26年12月20日まで）を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

（平成26年12月20日現在）

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

（自 平成26年6月21日 至 平成26年12月20日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成26年6月21日 至 平成26年12月20日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

（平成26年12月20日現在）	
期首元本額：	379,640,012円
期中追加設定元本額：	- 円
期中一部解約元本額：	47,800,000円
期末元本額：	331,840,012円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)
国債証券	第419回国庫短期証券	170,000,000	169,999,950
	第481回国庫短期証券	130,000,000	129,999,792
	合計	300,000,000	299,999,742

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

< 訂正・更新後 >

以下は平成26年12月末日現在の当ファンドの現況です。

### 【純資産額計算書】

資産総額	242,244,883円
負債総額	203,022円



純資産総額（ - ）	242,041,861円
発行済口数	207,247,943口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1679円
（1万口当たり純資産額）	（11,679円）

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

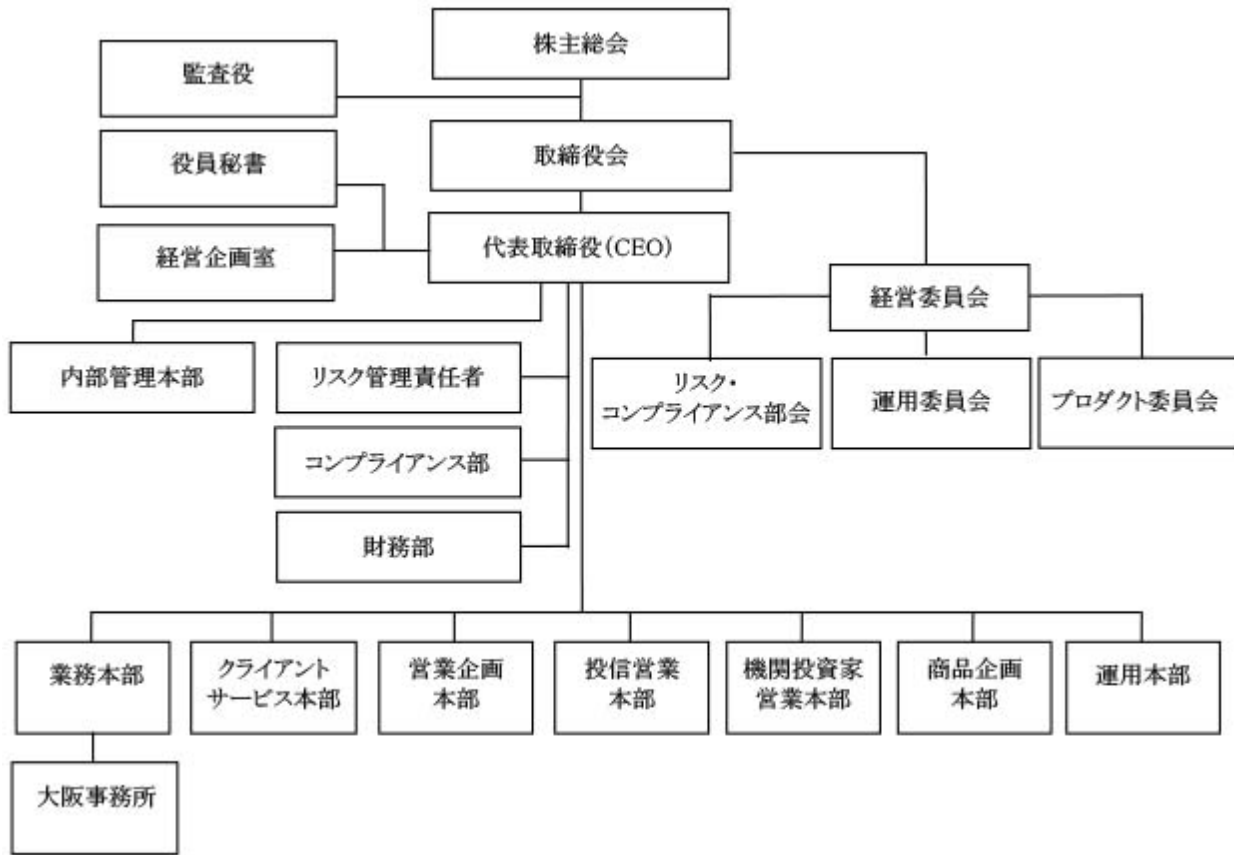
##### 1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) (省略)

(2) 委託会社の機構

組織図（本書提出日現在）



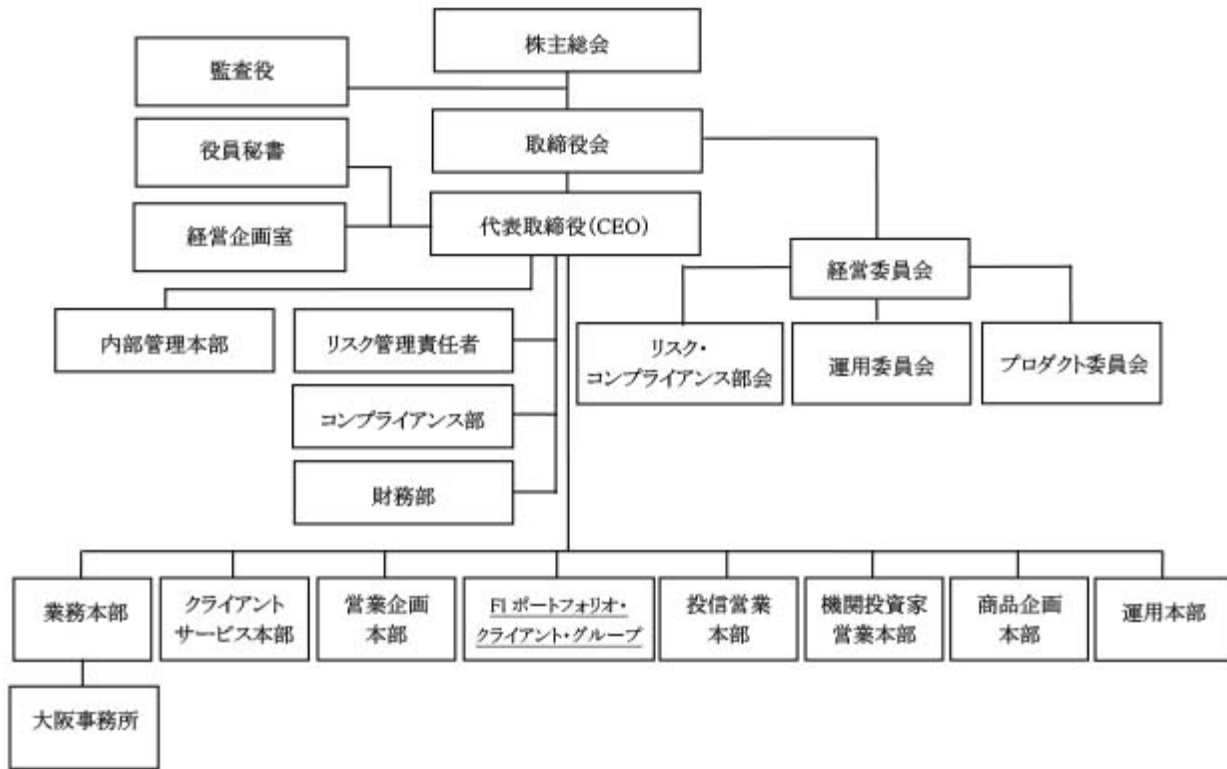
～ (省略)

<訂正後>

(1) (省略)

(2) 委託会社の機構

組織図（本書提出日現在）



～ （省略）

## 2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成26年7月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	46	866,571百万円
合計	46	866,571百万円

< 訂正後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

平成26年12月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	44	1,018,881百万円
合計	44	1,018,881百万円

## 3【委託会社等の経理状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

< 訂正・更新後 >

- ( 1 ) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- ( 2 ) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- ( 3 ) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。  
また、当中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間財務諸表についても、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
- ( 4 ) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	*4	1,194,239	*4	1,389,484
前払費用		8,634		14,338
未収入金		20,034		17,906
未収委託者報酬		2,133,937		1,507,022
未収運用受託報酬		546		298
未収投資助言報酬		9,496		-
未収収益		31,189		40,881
未収消費税等		21,701		-
繰延税金資産		114,364		96,356
流動資産合計		3,534,144		3,066,288
固定資産				
有形固定資産	*1		*1	
建物附属設備		11,758		4,006
器具備品		2,678		1,076
有形固定資産合計		14,436		5,083
無形固定資産				
商標権		791		691
無形固定資産合計		791		691
投資その他の資産				
敷金		34,432		34,432
繰延税金資産		14,210		16,848
投資その他の資産合計		48,643		51,281
固定資産合計		63,871		57,056
資産合計		3,598,016		3,123,344
負債の部				
流動負債				
未払金	*4、5	1,269,895	*4、5	1,003,080
未払費用		519,794	*4	454,190
未払消費税等		-		2,719
未払法人税等	*2	310,913	*2	225,287
賞与引当金		57,786		52,398
流動負債合計		2,158,390		1,737,677
固定負債				
役員退職慰労引当金		32,335		36,220
固定負債合計		32,335		36,220
負債合計		2,190,725		1,773,897
純資産の部				
株主資本				
資本金		495,000		495,000
利益剰余金				
利益準備金		123,750		123,750
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		788,541		730,696
利益剰余金合計		912,291		854,446
株主資本合計		1,407,291		1,349,446
純資産合計		1,407,291		1,349,446
負債・純資産合計		3,598,016		3,123,344

## ( 2 ) 【損益計算書】

( 単位：千円 )

	前事業年度 ( 自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日 )		当事業年度 ( 自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日 )	
営業収益				
委託者報酬		8,307,420		7,433,286
運用受託報酬		1,046		1,872
投資助言報酬		52,122		660
その他営業収益		96,288		346,601
営業収益計		8,456,879		7,782,420
営業費用				
支払手数料	*2	3,460,201	*2	3,120,225
広告宣伝費		28,988		16,510
調査費				
調査費		26,365		30,571
委託調査費		1,558,078		1,337,573
調査費計		1,584,444		1,368,144
委託計算費		117,744		127,386
営業雑費				
通信費		20,602		13,917
印刷費		102,666		77,913
協会費		6,160		5,179
諸会費		550		500
営業雑費計		129,979		97,510
営業費用計		5,321,358		4,729,777
一般管理費				
給料 *2				
役員報酬	*1	71,095	*1	66,085
給料・手当	*3	847,114	*3	798,439
退職手当		76,388		61,981
賞与		212,891		207,031
賞与引当金繰入額		57,786		52,398
給料計		1,265,276		1,185,936
交際費		3,991		3,040
旅費交通費		27,299		24,520
租税公課		11,779		11,285
不動産賃借料		60,553		74,218
役員退職慰労引当金繰入		3,885		3,885
固定資産減価償却費		9,589		9,453
弁護士費用等		61,186		29,824
事務委託費	*2	280,786	*2	364,122
保険料		9,345		9,688
諸経費		74,577		91,559
一般管理費計		1,808,271		1,807,535
営業利益		1,327,249		1,245,107
営業外収益				
受取利息		1		1
その他		891		407
営業外収益計		893		409
営業外費用				
為替差損		1,581		8,945

雑損失	3	-
営業外費用計	1,584	8,945
経常利益	1,326,558	1,236,570
特別利益		
固定資産売却益	- *4	46
特別利益計	-	46
税引前当期純利益	1,326,558	1,236,616
法人税、住民税及び事業税	576,870	491,091
法人税等調整額	38,320	15,370
法人税等合計	538,550	506,461
当期純利益	788,008	730,155

### （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金			
			その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	495,000	-	6,452,283	6,452,283	6,947,283	6,947,283
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	6,328,000	6,328,000	6,328,000	6,328,000
剰余金の配当に伴う準備金の積立	-	123,750	123,750	-	-	-
当期純利益	-	-	788,008	788,008	788,008	788,008
当期変動額合計	-	123,750	5,663,741	5,539,991	5,539,991	5,539,991
当期末残高	495,000	123,750	788,541	912,291	1,407,291	1,407,291

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金			
			その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	495,000	123,750	788,541	912,291	1,407,291	1,407,291
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	788,000	788,000	788,000	788,000
当期純利益	-	-	730,155	730,155	730,155	730,155
当期変動額合計	-	-	57,844	57,844	57,844	57,844
当期末残高	495,000	123,750	730,696	854,446	1,349,446	1,349,446

## 重要な会計方針

## 1 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備	5年
器具備品	3～5年

## (2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

商標権	10年
-----	-----

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 2 引当金の計上基準

## (1) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員がいない為、引当計上はしていません。

## (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

## 3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4 その他財務諸表作成のための重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物附属設備	29,390 千円	37,142 千円
器具備品	14,073	10,339

## 2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法人税	178,967 千円	126,185 千円
復興特別法人税	35,938	30,587
事業税	28,432	20,747
地方法人特別税	30,060	21,176
住民税	37,515	26,591



### 3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000	千円	1,000,000	千円
借入実行残高	-	千円	-	千円
差引額	1,000,000	千円	1,000,000	千円

### 4 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
預金	1,067,426	千円	1,353,698	千円
未払金	25,119		17,852	
未払費用	-		29,082	

5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

## (損益計算書関係)

1 役員報酬の限度額は次の通りであります。

		前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)		当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	
取締役	年額	300,000	千円	300,000	千円
監査役	年額	50,000		50,000	

2 関係会社に係る営業費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

		前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)		当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	
支払手数料		35,730	千円	5,071	千円
事務委託費		164,153		223,525	
人件費等		21,048		41,779	

3 給料・手当及び退職手当に含まれる、被出向者に係る退職給付費用相当額

		前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)		当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	
退職給付費用相当額		110,010	千円	117,102	千円

4 有形固定資産売却益の内容は、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
建物附属設備	- 千円	- 千円
器具備品	-	46
計	- 千円	46 千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,100	-	-	2,100

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年11月30日 取締役会	普通株式	6,328	3,013,333	平成24年3月31日	平成24年12月4日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,100	-	-	2,100

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
----	-------	-----------------	-----------------	-----	-------

平成25年10月4日 取締役会	普通株式	788	375,238	平成25年3月31日	平成25年10月15日
--------------------	------	-----	---------	------------	-------------

## （リース取引関係）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が設定しているファンドの信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）預金	1,194,239	1,194,239	-
（2）未収委託者報酬	2,133,937	2,133,937	-
（3）未収運用受託報酬	546	546	-
（4）未収投資助言報酬	9,496	9,496	-
（5）未収収益	31,189	31,189	-
資産計	3,369,409	3,369,409	-
（1）未払金	1,269,895	1,269,895	-
（2）未払費用	519,794	519,794	-
負債計	1,789,689	1,789,689	-

## 注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 （1）預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収投資助言報酬、（5）未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 （1）未払金、（2）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,389,484	1,389,484	-
(2) 未収委託者報酬	1,507,022	1,507,022	-
(3) 未収運用受託報酬	298	298	-
(4) 未収収益	40,881	40,881	-
資産計	2,937,686	2,937,686	-
(1) 未払金	1,003,080	1,003,080	-
(2) 未払費用	454,190	454,190	-
負債計	1,457,271	1,457,271	-

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益  
これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用  
これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(1) セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 関連情報

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

## ( 1 ) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## ( 2 ) 有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## ( 3 ) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## ( 3 ) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## ( 4 ) 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## ( 5 ) 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## ( 税効果会計関係 )

## 1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
繰延税金資産				
減価償却の償却超過額	2,686	千円	3,940	千円
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入 限度超過額	11,523		12,908	
未払金否認	27,570		1,545	
未払費用否認	44,216		62,216	
賞与引当金否認	21,964		18,674	
未払事業税等	22,232		14,941	
貯蔵品	-		108	
繰延税金資産小計	130,195		114,334	
評価性引当額	1,620		1,129	
繰延税金資産の合計	128,575		113,204	

## 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
法定実効税率	38.0	%	38.0	%
(調整)				
評価性引当額	0.1		0.1	
住民税均等割	0		0.0	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6		2.3	
事業税段階税率端数調整	0.0		0.0	

税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.5	40.8

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が6,410千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等の金額が6,410千円増加しております。

#### （関連当事者との取引）

##### 1 関連当事者との取引

##### （ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	58,968百万香港ドル	銀行業	間接100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*1 資金の預入		預金	1,067,426
							*2 支払手数料	35,730	未払金	25,119
							*3 事務委託	164,153		
							人件費等	21,048		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

##### 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 全額当座預金であり、無利息となっております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	85,318百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の預金・ 販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任	*1 資金の預入		預金	1,353,698
							*2 支払手数料	5,071	未払金	17,852
							*3 事務委託	223,525		
							人件費等	41,779	未払費用	29,082

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 全額当座預金であり、無利息となっております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

#### (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出 資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	67,304	未払費用	18,208
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用契約 ・役員の兼任	事務委託 *1 支払投資 運用報酬	28,209 702,443	未払費用	140,268
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー *1 支払投資 運用報酬	125 39,464	未収収益 未払費用	- 4,559
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万 ブラジルレ アル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	804,701	未払費用	262,410
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	60,273	未払費用	3,207
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託	*3 事務委託 人件費・事務所賃借料 等	4,921 1,141,370	未払金	289,803
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102百万 ポンド	証券業	なし	販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任	*2 支払手数料 *3 事務委託 人件費等	2,296 15,446 1,165	未払金	1,012

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニュー ヨーク	1,002米ドル	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 その他営業収益	12,569	未収収益	9,825
-------------	---	------------------	----------	-----------	----	--------	------------	--------	------	-------

## 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- \*5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

## 当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職 業	議決権行使 等の被所有 者割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	92,918	未払費用	17,127
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用契約・ 業務委託契約・ 役員の兼任	*3 事務委託 *1 支払投資 運用報酬 *6 その他営業収益	30,144 664,929 153,630	未払費用	120,576
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用契約・ 業務委託契約	*6 その他営業収益 *1 支払投資 運用報酬	65,308 33,704	未収収益	9,571
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万 ブラジルレ アル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	582,788	未払費用	194,963
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	56,150	未払費用	29,100
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託	*3 事務委託 人件費・事務所賃借 料等	3,023 1,180,554	未払金	310,429
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102百万 ポンド	証券業	なし	販売委託契約 ・事務委託・ 役員の兼任	*2 支払手数料 *3 事務委託 人件費等	36 4,187 83	未払費用	77 160
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニュー ヨーク	1,002米ドル	投資 運用業	なし	業務委託契約	*6 その他営業収益	44,876	未収収益	15,180



同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千 香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 その他営業収益	70,561	未収収益	15,239
-------------	---	----	-----------------	-------	----	--------	------------	--------	------	--------

## 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- \*5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。
- \*6 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	670,138.73円	642,593.80円
1株当たり当期純利益	375,242.04円	347,693.17円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
当期純利益(千円)	788,008	730,155
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	788,008	730,155
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100	2,100

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## &lt; 中間財務諸表 &gt;

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成26年 9月30日)	
資産の部	
流動資産	
預金	759,812
前払費用	13,434

未収入金		21,658
未収委託者報酬		1,661,542
未収運用受託報酬		326
未収収益		59,097
繰延税金資産		105,289
流動資産合計		2,621,161
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物附属設備		674
器具備品		573
有形固定資産合計		1,248
無形固定資産		
商標権		641
無形固定資産合計		641
投資その他の資産		
敷金		34,432
繰延税金資産		18,265
投資その他の資産合計		52,698
固定資産合計		54,588
資産合計		2,675,750
負債の部		
流動負債		
預り金		192
未払金	*4	722,452
未払費用		464,125
未払消費税等	*2	74,629
未払法人税等		233,667
賞与引当金		128,078
流動負債合計		1,623,146
固定負債		
役員退職慰労引当金		38,162
固定負債合計		38,162
負債合計		1,661,309
純資産の部		
株主資本		
資本金		495,000
利益剰余金		
利益準備金		123,750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		395,690
利益剰余金合計		519,440
株主資本合計		1,014,440
純資産合計		1,014,440
負債・純資産合計		2,675,750

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

(自平成26年4月1日

至平成26年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		3,699,395
運用受託報酬		575
その他収益		179,627
営業収益計		3,879,598

営業費用		
支払手数料		1,561,231
広告宣伝費		8,020
調査費		
調査費		22,340
委託調査費		667,782
調査費計		690,123
委託計算費		64,573
営業雑費		
通信費		4,616
印刷費		27,362
協会費		2,448
諸会費		400
営業雑費計		34,828
営業費用計		2,358,776
一般管理費		
給料		
役員報酬		46,745
給料・手当	*1	420,825
賞与		29,346
賞与引当金繰入額		75,680
給料計		572,597
交際費		375
旅費交通費		10,195
租税公課		5,786
不動産賃借料		39,591
役員退職慰労引当金繰入		1,942
固定資産減価償却費	*2	4,014
弁護士費用等		9,922
事務委託費		248,614
保険料		5,310
諸経費		35,371
一般管理費計		933,721
営業利益		587,099
営業外収益		
受取利息		1
その他		159
営業外収益計		160
営業外費用		
為替差損		3,994
雑損失		380
営業外費用計		4,374
経常利益		582,885
税引前中間純利益		582,885
法人税、住民税及び事業税		228,241
法人税等調整額		10,350
法人税等合計		217,891
中間純利益		364,993

( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	495,000	123,750	730,696	854,446	1,349,446	1,349,446
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	700,000	700,000	700,000	700,000
中間純利益	-	-	364,993	364,993	364,993	364,993
当中間期変動額合計	-	-	335,006	335,006	335,006	335,006
当中間期末残高	495,000	123,750	395,690	519,440	1,014,440	1,014,440

## 重要な会計方針

項目	当中間会計期間
	[自]平成26年 4月 1日 [至]平成26年 9月30日
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 5年 器具備品 3～5年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 商標権 10年
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成26年 9月30日現在）
1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

建物附属設備	40,474千円
器具備品	10,972千円

## 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

## 3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行である香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	- 千円
差引借入未実行残高	1,000,000千円

## 4 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

## ( 中間損益計算書関係 )

当中間会計期間  
[自]平成26年 4月 1日  
[至]平成26年 9月30日

## 1 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額33,360千円が含まれております。

## 2 減価償却費は以下の通りであります。

有形固定資産	3,964千円
無形固定資産	50千円

## ( 中間株主資本等変動計算書関係 )

当中間会計期間  
[自]平成26年 4月 1日  
[至]平成26年 9月30日

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増 加	減 少	当中間会計 期間末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

2 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4 配当に関する事項  
配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 取締役会	普通株式	700	333,333	平成26年3月31日	平成26年7月14日

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	759,812	759,812	-
(2) 未収委託者報酬	1,661,542	1,661,542	-
(3) 未収運用受託報酬	326	326	-
(4) 未収収益	59,097	59,097	-
資産計	2,480,779	2,480,779	-
(1) 未払金	722,452	722,452	-
(2) 未払費用	464,125	464,125	-
負債計	1,186,578	1,186,578	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、  
(4) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## （有価証券関係）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

## （ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

## （持分法損益等）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

## （セグメント情報等）

## （１）セグメント情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## （２）関連情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## （１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## （２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

## （３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

## （４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

## （５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（一株当たり情報）

	当中間会計期間 [自]平成26年4月 1日 [至]平成26年9月30日
1株当たり純資産額	483,067.03円
1株当たり中間純利益金額	173,806.55円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 [自]平成26年4月 1日 [至]平成26年9月30日
中間純利益（千円）	364,993
普通株式に係る中間純利益（千円）	364,993
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100

（重要な後発事象）

該当事項はありません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年2月19日

H S B C 投信株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「H S B C タイ株式オープン」の平成26年6月21日から平成26年12月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「H S B C タイ株式オープン」の平成26年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年6月21日から平成26年12月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月17日

H S B C 投信株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月5日

H S B C 投信株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。